

石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

号 外

(第 20 号)

目 次

条 例		
○地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (人事課)	1	
○石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例 (同)	10	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (同)	11	
○石川県職員の退職管理に関する条例 (同)	12	
○石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	13	
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (同)	13	
○石川県行政不服審査会条例 (同)	18	
○石川県手数料条例等の一部を改正する条例 (財政課)	19	
○石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部を改正する条例 (同)	38	
○石川県消費生活支援センター条例の一部を改正する条例 (県民生活課)	39	
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (厚生政策課)	40	
○介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (長寿社会課)	40	
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (同)	41	
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害保健福祉課)	44	
○石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (医療対策課)	45	
○石川県国民健康保険財政安定化基金条例 (同)	46	
○石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	47	
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (同)	47	
○石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (同)	48	
○農業倉庫業法施行細則を廃止する条例 (農業政策課)	49	
○石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例 (競馬総務課)	49	
○石川県公営競馬減債基金条例 (同)	50	
○石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)	51	
○石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (警察本部)	51	
○石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例 (同)	52	
○石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (同)	52	
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (教育委員会事務局)	52	
○石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	54	

条 例

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。)の下に「第二十七条第二項並びに」を加え、「及び休職」を「休職及び降給」に改める。

第二条の見出し中「及び休職」を「休職及び降給」に改め、同条第一項中「又は」を「」に改め、「休職する場合」の下に「又は第六条の規定に該当するものとして職員を降給する場合(当該職員を法第二十八条第一項第二号に該当するものとして降給する場合に限る。)」を加え、同条第二項中「若しくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改める。

第五条を第八条とする。

第四条の二第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(降給の種類)

第五条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。)とする。

(降給の事由)

第六条 任命権者は、職員が法第二十八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該職員を降給することができる。

(石川県職員等の旅費に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

- 一 石川県職員等の旅費に関する条例(昭和三十九年石川県条例第四号) 第一条
- 二 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号) 第一条
- 三 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号) 第一条
- 四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年石川県条例第五十三号) 第一条

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第三項中「標準的な」を削り、「石川県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める」を「別表第六に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で石川県人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第四条第一項中「人事委員会」を「石川県人事委員会(以下「人事委員会」という。)」に改め

る。

第十九条の二第三号及び第四号並びに第十九条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十二條の五第二項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第二十二條の六第二項第二号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

第二十五條の二の二第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表第七を別表第八とし、別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次の一表を加える。

別表第 6 (第 3 条関係)
等級別基準職務表
イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 専門員又は主査の職務 2 主任主事又は主任技師の職務
4 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う専門員又は主査の職務
5 級	1 課参事の職務 2 課長補佐の職務 3 困難な業務を行う主幹の職務
6 級	1 本庁の課長又は担当課長の職務 2 出先機関の長の職務
7 級	1 本庁の部次長又は局次長の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 規模の大きい出先機関の長の職務
8 級	困難な業務を行う本庁の部次長又は局次長の職務
9 級	本庁の部長又は局長の職務

ハ 教育職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 3 専門的知識及び技術に基づいて複雑困難な業務を行う実習助手又は寄宿舎指導員の職務
3 級	1 高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務 2 特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4 級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務
5 級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務

ロ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	巡査の職務
2 級	1 巡査長たる係員の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う巡査長たる係員の職務
4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を行う係長の職務
6 級	1 次席の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務
7 級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務
8 級	1 警察本部の参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務
9 級	1 警察本部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務

ホ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	相当の知識経験に基づいて研究を行う職務
2 級	1 主任技師の職務 2 高度の知識経験に基づいて研究を行う職務
3 級	1 研究主幹又は専門研究員の職務 2 高度の知識経験に基づいて困難な研究を行う主任技師の職務
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 特に高度の専門的知識又は経験に基づいて相当の範囲にわたる研究の調整指導等を行う試験研究機関の次長、部長又は主任研究員の職務
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 極めて高度の専門的知識又は経験に基づいて広範囲にわたる研究の統括調整等を行う試験研究機関の次長又は部長の職務

ニ 教育職給料表 (二) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務
5 級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務

ト 医療職給料表(二)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技師、食品衛生監視員、環境衛生監視員、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士(以下この表において「診療放射線技師等」という。)の職務
2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師等の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	専門員又は主査の職務
5 級	1 病院の薬剤科の長又は検査科の長の職務 2 保健福祉センターの課長又は家畜保健衛生所の課長の職務 3 困難な業務を行う専門員又は主査の職務
6 級	1 困難な業務を行う病院の薬剤科の長又は検査科の長の職務 2 困難な業務を行う保健福祉センターの課長又は家畜保健衛生所の課長の職務
7 級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 病院の薬剤科で規模の大きいものの長の職務

ハ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	1 病院の医長の職務 2 相当高度の知識経験に基づいて困難な医療業務を行う職務
3 級	1 病院の診療部長の職務 2 高度の知識経験に基づいて困難な医療業務を行う医長の職務
4 級	1 病院の長の職務 2 保健福祉センターの長の職務 3 病院の副院長又は高度の知識経験に基づいて困難な医療業務を行う診療部長の職務

チ 医療職給料表 (三) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師、助産師又は看護師(以下この表において「保健師等」という。)の職務 2 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任技師の職務 2 困難な業務を行う保健師等の職務
4 級	困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	1 保健福祉センターの課長の職務 2 主任看護師長又は看護師長の職務 3 専門員又は主査の職務
6 級	1 看護部副部長の職務 2 困難な業務を行う主任看護師長の職務
7 級	看護部長の職務

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

- 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和六十三年石川県条例第四号) 第二条第二項第三号
- 二 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例 (平成十四年石川県条例第七号) 第二条第二項第三号

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第五条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成十七年石川県条例第八号) の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 職員の人事評価の状況

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第六条第三項中「人事委員会規則で」を「別表第四に」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験を独立して行う研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

別表第4 (第6条関係)

号給別基準職務表

イ 第1号任期付研究員給料表号給別基準職務表

ハ 特定任期付職員給料表号別基準職務表

号給	基 準 と な る 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三号

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例

(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「執行」を「刑の全部の執行」に改め、同条第二項中「刑の」の下に「全部の」を加える。

(石川県恩給条例の一部改正)

第二条 石川県恩給条例（昭和二十八年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第二号本文中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同号ただし書中「但し、刑の」を「ただし、刑の全部の」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、退職年金は、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、停止しない」に改め、同号後段中「その言渡しを」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第三号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四十二条第一項本文中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「但し、刑の」を「ただし、刑の全部の」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、これを停止しない」に改め、同項後段中「その言渡しを」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第一項中「禁こ」を「禁錮」に改める。

附 則

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日が地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年石川県条例第二号）の施行の前日である場合には、第一条のうち石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第七条の改正規定中「第七条第一項」とあるのは、「第四条の二第一項」とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第五条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

石川県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

石川県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定により、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者(同条第一項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後

二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第三条の規定は、同条に規定する職員であった者がこの条例の施行の日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合について適用する。

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の項を次のように改める。

十三 削除	
-------	--

第二条の表十七の二の項を削る。

第二条の表に次のように加える。

五十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、法及び省令の規定による申請書等（加賀市及び能美市については、建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。）で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付	各市町（金沢市、七尾市、小松市、白山市及び野々市市を除く。）
---	--------------------------------

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県情報公開条例の一部改正)

第一条 石川県情報公開条例(平成十二年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第七条第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第三章 不服申立て等」を「第三章 審査請求等」に改める。

第十八条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十八条の三 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十九条第一項中「について行政不服審査法の規定による不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第十九条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十条第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

第二十条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十二条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」

に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十四条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十五条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧」を加え、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会は、第二十三条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この条において同じ）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十七条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（石川県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 石川県個人情報保護条例（平成十五年石川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第三十六条の三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第三十七条第一項中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

一 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることと

する場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることをとする場合

第三十七条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第三十八条第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章及び第四章において同じ。）

第三十八条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第四十一条第一項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十三条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十四条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十五条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 審査会は、第二項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四十五条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第二項として次の一項を加える。

審査会は、第四十三条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第四十七条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち石川県個人情報保護条例第四十条の二の次に一条を加える改正規定のうち第四十条の三の表中

第三十七条第一項並びに第四十三条第一項及び第三項	、訂正決定等又は利用停止決定等	又は訂正決定等	を
第三十八条第二号	、訂正請求者又は利用停止請求者	又は訂正請求者	
第三十六条の三及び第三十七条第一項	、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	又は開示請求若しくは訂正請求	に
第三十八条第二号	、訂正請求者又は利用停止請求者	又は訂正請求者	
第四十三条第一項及び第三項	、訂正決定等又は利用停止決定等	又は訂正決定等	

改める。

(石川県職員退職手当条例の一部改正)

第四条 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第六条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年石川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第六項」に改める。

(石川県税条例の一部改正)

第八条 石川県税条例(昭和三十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 審査請求の裁決に関する事項

第三十二条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(石川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第九条 石川県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

石川県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

石川県行政不服審査会条例

(設置)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、石川県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(委員)

第二条 審査会は、委員三人をもって組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 委員は、非常勤とする。

- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第六条 第二条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

石川県手数料条例等の一部を改正する条例

(石川県手数料条例の一部改正)

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表三十四の項の次に次のように加える。

三十四の二 農産物検査 法(昭和二 十六年法律	1 農産物検査法 施行令(平成七 年政令第三百五 十七号。以下こ	地域登録検 査機関の登 録手数料	一の区分につき 十五万円
----------------------------------	---	------------------------	-----------------

第四百四十四号。以下この項において「法」という)に関する事務	の項において「令」という。)第五条第一項の規定に基づく法第十七条第一項に規定する地域登録検査機関の登録に対する審査			
	2 令第五条第一項の規定に基づく法第十八条第一項に規定する地域登録検査機関の登録の更新に対する審査	地域登録検査機関の登録の更新手数料	一の区分につき	一万百円
	3 令第五条第一項の規定に基づく法第十九条第二項に規定する地域登録検査機関の変更登録に対する審査	地域登録検査機関の変更登録手数料	イ 登録の区分を増加する場合 ロ 農産物の種類を増加する場合 合	十五万円 三万円

別表七十の項4中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同項4イ(2)イ中「建築図面製作」を削り、同項5中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

別表八十三の項2中「一万八千円」を「四万四千円」に改め、同項4及び7イ中「一万八千円」を「二万八千円」に改め、同項7ロ中「七千円」を「二万三千円」に改め、同項7ハ中「七千円」を「一万二千元」に改め、同項8イ中「二年」を「六月」に、「七千円」を「二万三千円」に改め、同項8ロ中「七千円」を「一万二千元」に改め、同項9中「平成十一年厚生省令第三十六号」の下に「。以下この項において「省令」という。」を加え、「第四百四十条の六十八第一項」を「第四百四十条の六十八第一項第一号」に、「三万五千円」を「四万三千円」に改め、同項10を次のように改める。

10 省令第四百四十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修の実施	主任介護支援専門員更新研修手数料	三万六千円
--	------------------	-------

別表八十三の三の項を次のように改める。

八十三の三	1 法第二十七条	第一種7ロ	五千円
-------	----------	-------	-----

フロン類の 使用の合理 化及び管理 の適正化に 関する法律 (平成十三 年法律第六 十四号。以 下この項に おいて「法 という。) に関する事 務	第一項に規定す る第一種フロ ン類充填回収業者 の登録の申請に 対する審査 2 法第三十条第 一項に規定する 第一種フロ ン類 充填回収業者の 登録の更新の申 請に対する審査	ン類充填回 収業者登録 申請手数料 第一種フロ ン類充填回 収業者登録 更新申請手 数料	四千元	
---	--	---	-----	--

別表八十三の七の項イイ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 住宅を新築しようとするとき

- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 四万五千元
- (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 四万五千元
- (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十一万円
- (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十七万円
- (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につ
き 三十四万円
- (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟に
つき 六十万円
- (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につ
き 百万円
- (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につ
き 百九十万円
- (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟に
つき 二百七十万円
- (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 三百
三十万円

(2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき

- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 六万八千元
- (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 六万八千元

- (イ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十六万円
- (ロ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十五万円
- (ハ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五十万円
- (ニ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 九十万円
- (ホ) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百五十万円
- (ヘ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二百九十万円
- (ロ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四百十万円
- (ハ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 五百万円

別表八十三の七の項イイ(3)から(ロ)までを削り、同項イロ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 住宅を新築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 六千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 六千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万二千元
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二万千元
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万千元
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万七千元
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十六万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十万円

- (ㄨ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 二十一万円
- (2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 九千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 九千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万八千円
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万二千元
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四万六千元
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八万六千元
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十五万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十四万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三十万円
 - (ㄨ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 三十二万円

別表八十三の七の項「ロ(3)から(ㄨ)までを削り、同項「又はその金額に同項4若しくは同項5に定める金額を加算した金額」を削り、同項「イ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 住宅を新築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 二万六千元
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 二万六千元
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万九千元
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 九万六千元
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十八万円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三十三万円

- (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五十七万円
- (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百万円
- (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百五十万円
- (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 百八十万円
- (2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 三万八千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 三万八千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八万九千円
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十四万円
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十七万円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四十九万円
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八十五万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百六十万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二百二十万円
 - (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 二百七十万円

別表八十三の七の項2イ(3)から(ロ)までを削り、同項2ロ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 住宅を新築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 六千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 六千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万二千元
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき

二万千円

- (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万千円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万七千円
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十六万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十万円
 - (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 二十一万円
- (2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき
- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 九千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 九千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万八千円
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万二千円
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四万六千円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八万六千円
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十五万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十四万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三十万円
 - (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 三十二万円

別表八十三の七の項2ロ(3)から(ロ)までを削り、同項2ハ(1)及び(2)中「二万二千円」を「二万円」に改め、同項2中「又はその金額に同項4若しくは同項5に定める金額を加算した金額」を

削る。

別表八十三の八の項の次に次のように加える。

<p>八十三の九 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下この項において「法」という。)に関する事務</p>	<p>法第三十八条第一項(法第六十六条第一項及び他の法令において準用する場合を含む。)及び法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による提出書類等の写し等の交付</p>	<p>提出書類等の写し等の交付手数料</p>	<p>イ カラーで複写され、又は出力されたものの交付 一枚につき 五十円 ロ イ以外のものの交付 一枚につき 十円</p>	
<p>八十三の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)に関する事務</p>	<p>1 法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(住宅認定)</p>	<p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下この項において「住宅品質確保法」という。)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。)が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第三十条第一項各号に掲げる基準(以下この項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準等」という。)に適合することを証する書面又は住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項において「住宅誘導基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合 (1) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 三万四千元 (2) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万八千元 (3) 長屋又は共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項において「共同住宅等」という。)の認定に係る部分の床面積の合</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて法第三十条第二項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に並び、二十六の項1に定める金額を加算する。</p>

			<p>計が三百平方メートル未満のもの 六万九千円</p> <p>(4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十二万円</p> <p>(5) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十万円</p> <p>(6) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 二十八万円</p> <p>ロ 住宅誘導基準適合証等のいずれかを添付する場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 四千七百元</p> <p>(2) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(3) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万円</p> <p>(4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万五千円</p> <p>(5) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万円</p>	
	<p>2 法第二十九条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (非</p>	<p>イ 法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とい</p>	

申請に対する審査（認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。）

住宅建築物
認定

う。）が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面（以下この項において「非住宅建築物誘導基準適合証」という。）を添付しない場合

(1) 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項において「省令」という。）に規定するモデル建築物を用いる方法（以下この項において「モデル建物法」という。）によるもの

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
八万七千円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
十五万円

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十四万円

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十一万円

(ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
三十七万円

(ヘ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
四十三万円

(2) 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法（以下この項において「標準入力法又は主要室入力

法」という。)によるもの

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
二十三万円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
三十七万円

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
五十二万円

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
六十四万円

(ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
七十六万円

(ケ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
八十七万円

ロ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付する場合

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
九千三百円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
二万七千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
八万円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
十三万円

(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
十六万円

(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

二十万円

3 法第二十九条
第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(複合建築物認定)

イ 登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面(以下この項において「複合建築物誘導基準適合証」という。)を添付しない場合
1イに定める金額と2イに定める金額を合計した金額とする。
ロ 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合
1ロに定める金額と2ロに定める金額を合計した金額とする。

4 法第三十一条
第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(住宅認定)

イ 住宅誘導基準適合証等のいずれも添付しない場合
(1) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万九千円
(2) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万千円
(3) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 三万九千円
(4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千円
(5) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十二万円
(6) 共同住宅等の認定に係る

			<p>部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十八万円</p> <p>ロ 住宅誘導基準適合証等のいずれかを添付する場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 四千七百元</p> <p>(2) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(3) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万円</p> <p>(4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万五千元</p> <p>(5) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万円</p>	
	<p>5 法第三十一条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(認定に係る部分が非住宅建築物であるに限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (非住宅建築物認定)</p>	<p>イ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付しない場合</p> <p>(1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万八千円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万六千円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	

- 二十二万円
- (ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
二十六万円
- (ケ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
三十二万円
- (2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要差入力法によるもの
- (イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
十二万円
- (ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
二十万円
- (ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
三十万円
- (ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十九万円
- (ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
四十六万円
- (ケ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
五十三万円
- ロ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付する場合
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
九千三百円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
二万七千円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メー

			<p>トル未満のもの 八万円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>	
	<p>6 法第三十一条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (複合建築物認定)</p>	<p>イ 複合建築物誘導基準適合証を添付しない場合 4イに定める金額と5イに定める金額を合計した金額とする。</p> <p>ロ 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合 4ロに定める金額と5ロに定める金額を合計した金額とする。</p>	
	<p>7 法第三十六条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(住宅を認定するものに限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(住宅認定)</p>	<p>イ 登録住宅性能評価機関が当該申請に係る建築物について法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合していることを証する書面、法第三十条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書(以下この項において「性能向上計画認定通知書」という。)及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項若しくは第十八条第十八項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知書(以下この項において「低炭</p>	

素認定通知書」という。) 及び検査済証又は住宅品質法第六條第三項に規定する建設住宅性能評価書 (以下この項において「住宅基準適合証等」という。) のいずれも添付しない場合

- (1) 評価方法の全部又は一部が省令に規定する建築物の性能による方法によるもの
- (イ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
三万四千元
- (ロ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
三万八千元
- (ハ) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 六万九千元
- (ニ) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十一万円
- (ホ) 共同住宅等の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十万円
- (ヘ) 共同住宅等の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 二十八万円
- (2) 評価方法の全部が省令に規定する建築物の仕様による方法によるもの
- (イ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
一万七千元
- (ロ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
一万九千元
- (ハ) 共同住宅等の床面積の

			<p>合計が三百平方メートル未満のもの 三万三千元</p> <p>(ニ) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 五万七千元</p> <p>(ホ) 共同住宅等の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十万元</p> <p>(ケ) 共同住宅等の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万元</p> <p>ロ 住宅基準適合証等のいずれかを添付する場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 四万七千元</p> <p>(2) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九万三千元</p> <p>(3) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万元</p> <p>(4) 共同住宅等の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万五千元</p> <p>(5) 共同住宅等の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万元</p>	
	<p>8 法第三十六条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（非住宅建築物を認定するものに限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（非住宅建築物認定）</p>	<p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、法第十二条第六項に規定する適合判定通知書及び検査済証、性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証（以下この項において「非住宅建築物基準適合証等」という。）のいずれ</p>	

れも添付しない場合

(1) 評価方法がモデル建物法
によるもの

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
八万七千円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
十五万円

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十四万円

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十一万円

(ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
三十七万円

(ヘ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
四十三万円

(2) 評価方法が標準入手法又は主要室入手法によるもの

(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
二十三万円

(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
三十七万円

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
五十二万円

(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
六十四万円

(ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千

			<p>平方メートル未満のもの 七十六万円</p> <p>㉞ 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 八十七万円</p> <p>ロ 非住宅建築物基準適合証等のいずれかを添付する場合</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 八万円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>	
	<p>9 法第三十六条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（複合建築物を認定するものに限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（複合建築物認定）</p>	<p>イ 登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証（以下この項において「複合建築物基準適合証等」という。）のいずれも添付しない場合</p> <p>7イに定める金額と8イに定める金額を合計した金額とする。</p>	

			ロ 複合建築物基準適合証等の いずれかを添付する場合 7ロに定める金額と8ロに 定める金額を合計した金額と する。	
--	--	--	---	--

(石川県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県手数料条例の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中石川県手数料条例別表八十三の三の項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 平成二十八年四月一日から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の石川県手数料条例別表八十三の十の項の規定の適用については、同項1イ中「登録住宅性能評価機関」という。)とあるのは「登録住宅性能評価機関」という。)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関(以下この項において「登録建築物調査機関」という。))と、同項2イ中「法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。))とあるのは「登録建築物調査機関」と、同項3イ中「登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの」とあるのは「登録建築物調査機関」と、同項7イ中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関」と、同項8イ中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物調査機関」と、「書面、法第十二条第六項に規定する適合判定通知書及び検査済証」とあるのは「書面」と、同項9イ中「登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの」とあるのは「登録建築物調査機関」とする。

石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部を改正する条例

(石川県保育環境整備基金条例の一部改正)

第一条 石川県保育環境整備基金条例(平成二十一年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

(石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部改正)

第二条 石川県森林整備・林業活性化基金条例(平成二十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県消費生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

石川県消費生活支援センター条例の一部を改正する条例

石川県消費生活支援センター条例(昭和四十四年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定により、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターとして、県に石川県消費生活支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

第五条を第八条とする。

第四条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第七条とする。

第三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「あたえる」を「与える」に改め、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

(事業)

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 二 消費生活における商品及びサービスについての検査、調査等に関すること。
- 三 消費者教育及び消費生活に関する情報提供に関すること。

四 その他消費生活に必要な事業に関すること。

(研修)

第四条 知事は、センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(情報の安全管理)

第五条 知事は、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表加賀市の項中「百九十六人」を「百九十八人」に改め、同表羽咋市の項中「九十人」を「百三十二人」に改め、同表かほく市の項中「八十六人」を「八十七人」に改め、同表白山市の項中「二百五十九人」を「二百六十人」に改め、同表野々市市の項中「九十七人」を「九十八人」に改め、同表津幡町の項中「八十四人」を「八十六人」に改め、同表内灘町の項中「五十八人」を「五十九人」に改め、同表能登町の項中「七十九人」を「八十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第一項第三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

- 一 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十五号)第十三条第一項及び第五項
- 二 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)第八十六条第五項
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十八号)第十一条第三項
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十九号)第十一条第三項
- 五 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十七号)第二条第三項

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一

部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

目次中

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百十四条・第百十五条)

第二款 人員に関する基準(第百十六条・第百七条)

第三款 設備に関する基準(第百十八条・第百十九条)

第四款 運営に関する基準(第百二十条―第百三十一条)

を「第五節 削除」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第百十四条から第百三十一条まで 削除

第百三十四条第三項ただし書中「利用者」の下に「(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と第百三十二条第三項に規定する第一号通所事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者)」を加える。

第百八十二条中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第二百四十六条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第三号において同じ。)」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加

え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」の下に「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第九号）附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項中「以下同じ。」の指定」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第百条第五項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定」に、「以下同じ。」の事業」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に改め、「第百条第一項及び第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加える。

第百条第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十一条第一項から第三項まで」を加える。

（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十四年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「（指定通所介護事業所等に関する特例）」に改め、同条中「が地域」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が地域」に、「を提供」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条において「指定通所介護等」という。）を提供」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に改め、「指定通所介護事業所をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定

地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下この条において「指定通所介護事業所等」という。)」を加え、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改める。

第六十一条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第六項の表第九十八条第三項の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第百条第五項において「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。(以下「指定通所介護事業者等」という。)」に、「以下同じ。の事業」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。(以下「指定通所介護等」という。))の事業」に改め、「第百条第一項及び第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加え、同表第百条第五項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項まで」を加える。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の

一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第百五十一条」を「―第百五十一条」に、「・第百六十一条」を「―第百六十一条」に改める。

第九十七条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」及び「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。」を加え、「この条において」を削る。

第百五十条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第百五十条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第百六十条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第百六十条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年石川県条例第十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項中「十万分の四十四」を「十万分の四十一」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

石川県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険の財政の安定化に資するため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第六条第一項の規定により、石川県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、平成三十年三月三十一日までの間は、その全部又は一部を処分してはならないものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例

石川県立保育専門学園条例(昭和三十九年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
第三条中「石川県立保育専門学園附属保育所(以下「保育所」を「石川県立保育専門学園附属幼
保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」に改める。

第十条第一項中「保育所を利用する児童」を「幼保連携型認定こども園の園児」に改め、同条第
二項を次のように改める。

2 前項の利用者負担額は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下この項において「法」という。)

第十九条第一項第一号に規定する小学校就学前子どもである園児 法附則第九条第一項第一号
イに規定する子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)で定める額を限
度として法第二十条第四項に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情
を勘案して市町村が定める額

1 法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する小学校就学前子どもである園児 法第二十七
条第三項第二号に規定する額

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)
の一部を次のように改正する。

第三十七条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を

「都道府県知事」に改める。

第五十四条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第六十条第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第二百二条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項第三号の指定については、第六十条第二項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十号

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例)

- 6 施行日の前日において現に保育所(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第五百二十一号)第一条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、次に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第二十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第十二条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- 一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等につい

て栄養の観点からの指導が受けられる等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる者とする

こと。
四 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

7 前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、第十四条第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、満三歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業倉庫業法施行細則を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十一号

農業倉庫業法施行細則を廃止する条例

農業倉庫業法施行細則（昭和二年石川県令第一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十六条第一項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、廃止前の農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。

石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例

石川県地方競馬実施条例(昭和五十二年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条の六第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第五条中「第十七条の七」を「第十七条の四」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県公営競馬減債基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号

石川県公営競馬減債基金条例

(設置)

第一条 公営競馬債の償還に必要な財源を確保し、翌年度以降の財政の健全な運営に資するため、石川県公営競馬減債基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、公営競馬債の償還の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十四号

石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例

石川県建築審査会設置条例(昭和二十五年石川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「委員の」の下に「任期、」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

(委員の任期)

第二条の二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

石川県警察職員定数条例(昭和二十九年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百八十人」を「百八十一人」に、「五百四十六人」を「五百四十八人」に、「五百六十四人」を「五百六十七人」に、「五百八十一人」を「五百八十四人」に、「二千三百三十九人」を「二千三百四十八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「又はキュロットスカート」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十七号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和二十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表付表三中「畝田西四丁目」の下に「、木曳野一丁目、木曳野二丁目、木曳野三丁目、木曳野四丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十八号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項及び第十一条の四第一項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第二十二條第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第三口備考1中「丹波校」の次に「、~~丹波校~~」を加える。

(石川県バリアフリー社会の推進に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(平成九年石川県条例第五号)第三十六条

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)第五十四条第二項第五号、第六十条第一項第九号及び第一百二条第一項第八号

二 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年石川県条例第五十三号)第二条第一項

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(石川県青少年総合研修センター条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

一 石川県青少年総合研修センター条例(平成十四年石川県条例第十一号)別表備考三八

一 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)第二条第一項第三号

(いしかわ子ども総合条例の一部改正)

第五条 いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の見出しを「(幼稚園等と小学校等との連携)」に改め、同条中「小学校に」を「小学校及び義務教育学校の前期課程(以下この条において「小学校等」という。)に」に、「小学校以後」を「小学校等以後」に、「小学校との」を「小学校等との」に改める。

第三十三條の二第三項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第五条第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第十条の七第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十九号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例(昭和四十四年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千八百四十九人」を「二千八百三十四人」に改め、同条第二項第一号中「六千二百七十六人」を「六千二百十四人」に改め、同項第二号中「三百一人」を「二百九十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。